
プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **期中の報告**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**期中の報告**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準（結論の背景を想定している。）において、次の事項を定める（後述の第 7 項参照）。

- (1) 企業は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従って期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示を公表することを法令において求められたり、そうすることを選択したりする場合がある。
- (2) 期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示は、適時性及びコストを考慮する観点から、また、既に報告済みの情報との繰返しを避けるため、新規の情報、事象及び状況に焦点を当て、年次のサステナビリティ関連財務開示と比較して要約することがある。ただし、このことは、企業が期中報告において、本基準で示している完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を公表することを禁止したり、これを妨げたりするものではない。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、期中の報告について定められている（和訳は事務局による仮訳）。

69	This Standard does not mandate which entities would be required to provide interim sustainability-related financial disclosures, how frequently, or how soon after the end of an
----	--

interim period. However, governments, securities regulators, stock exchanges and accountancy bodies may require entities whose debt or equity securities are publicly traded to publish interim general purpose financial reports. If an entity is required or elects to publish interim sustainability-related financial disclosures in accordance with IFRS Sustainability Disclosure Standards, the entity shall apply paragraph B48.

本基準は、どの企業にサステナビリティに関連する期中財務開示の提供を求めるか、どれくらいの頻度で求めるか、又は期中期間終了後どれくらいの期間で求めるかを義務付けていない。しかし、政府、証券規制当局、証券取引所及び会計に関する団体が、負債証券又は持分証券を上場している企業に対して、一般目的期中財務報告書の公表を要求する場合がある。企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に従ってサステナビリティに関連する期中財務開示を公表することを要求されているか、これを選択している場合には、B48 項を適用しなければならない。

B48 In the interest of timeliness and cost considerations, and to avoid repetition of information previously reported, an entity may be required or choose to provide less information at interim dates than it provides in its annual sustainability-related financial disclosures. Interim sustainability-related financial disclosures are intended to provide an update on the latest complete set of annual disclosures of sustainability-related financial information. These disclosures focus on new information, events and circumstances and do not duplicate information previously reported. Although the information provided in interim sustainability-related financial disclosures may be more condensed than in annual sustainability-related financial disclosures, an entity is not prohibited or discouraged from publishing a complete set of sustainability-related financial disclosures as specified in this Standard as part of its interim general purpose financial report.

適時性とコストを考慮する観点から、また、すでに報告済みの情報との繰り返しを避けるため、企業は期中報告日において、年次のサステナビリティ関連財務開示で提供される情報と比較して少ない情報を提供することが求められたり、そうすることを選択したりする場合がある。期中のサステナビリティ関連財務開示は、直近の完全な 1 組のサステナビリティ関連財務情報に関する年次開示のアップデートを提供することを意図している。これらの開示は、新規の情報、事象及び状況に焦点を当てており、すでに報告した情報を繰り返さない。期中のサステナビリティ関連財務開示で提供される情報は、年次のサステナビリティ関連財務開示と比較して要約されている場合があるが、企業が一般目的期中財務報告書の一部として本基準に特定されているような完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を公表することが禁止されたり、これが妨げられたりすることはない。

事務局による分析

5. 本資料の第 4 項に掲げた事項については、どのような企業が期中のサステナビリティ関連財務情報を開示しなければならないか、どれくらいの頻度で企業は開示しなければならないか、又は期中報告期間の末日後いつまでに企業は開示しなければならないかについて定めていないものの、法令の規定に基づき、又は任意に、期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務情報を開示する場合があると考えられるため、それができることを明らかにしたものであると考えられる。
6. これについては、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点は認識していないものであるため、日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

(事務局による提案)

7. 日本版 S1 基準（結論の背景を想定している。）において、次の事項を定めることとしてはどうか。
 - (1) 企業は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従って期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示を公表することを法令において求められたり、そうすることを選択したりする場合がある。
 - (2) 期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示は、適時性及びコストを考慮する観点から、また、既に報告済みの情報との繰返しを避けるため、新規の情報、事象及び状況に焦点を当て、年次のサステナビリティ関連財務開示と比較して要約することがある。ただし、このことは、企業が期中報告において、本基準で示している完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を公表することを禁止したり、これを妨げたりするものではない。

文案

8. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 日本版 S1 基準において次の事項を定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
 - (1) 企業は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従って期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示を公表することを法令において求められたり、そうすることを選択したりする場合がある。
 - (2) 期中報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示は、適時性及びコストを考慮する観点から、また、既に報告済みの情報との繰返しを避けるため、新規の情報、事象及び状況に焦点を当て、年次のサステナビリティ関連財務開示と比較して要約することがある。ただし、このことは、企業が期中報告において、本基準で示している完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を公表することを禁止したり、これを妨げたりするものではない。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上